

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第5回寒川町地域自立支援協議会		
開催日時	令和3年1月29日（金） （書面会議にて開催）		
開催場所	書面会議にて開催		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委 員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、 瀧本委員、小川原委員、吉村委員、兼崎委員、 内山委員、稲葉委員、藤岡委員、山村委員、中野委員、 高橋委員、井上委員 ・ 傍聴者：書面会議のためなし 		
議 題	1. 開 会 2. 議 題 （1）議事録承認委員について・・・【次第裏面】 （2）相談支援事業所からの報告・・・【資料1】 （3）第4回寒川町地域自立支援協議会における質疑・意見・・・【資料2】 （4）寒川町障がい者福祉計画について・・・【資料3-1、3-2】		
議 事	別紙のとおり		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合 その理由（一部 非公開の場合 を含む）	
議事の経過	書面会議にて開催し、別紙のとおり意見を集約。		
会議資料	資料1 相談支援事業報告集計（すまいる、ゆいっと） 資料2 令和2年度第4回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表 資料3-1 パブリックコメント実施結果（案） 資料3-2 寒川町障がい者福祉計画（案）		

議事録承認委員及び議事録
確定年月日

吉村利幸委員、兼崎さおり委員（令和3年4月16日確定）

令和2年度第5回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

項目	質疑・意見	回答
<p>議題(2) 相談支援事業所からの報告</p>	<p>(ア)すまいるさんの報告③について、どなたが相談にいらして、キーパーソンになる方がいられるかどうかわかりませんが、可能であれば、民生委員は地域に密着している分、情報も得られやすいと思われるので、見守りを依頼し、得られた情報を共有し、連携をとりながら、行われたらと思います。</p>	<p>(すまいる) この方についてはご家族が県外におられるので、日常にご家族の支援を得ることが難しく、地域で連携して支援にあたっていく必要がある方だと思います。すまいるでの関わりは始まったばかりですが、ご意見いただいた事も念頭に置きながら支援を行っていきたいと思います。</p>
	<p>(イ)コロナ感染拡大防止のため、再度の緊急事態宣言が発令され、様々な自粛要請により他者との関わりがなくなり、どこに相談したらよいかかわらずに1人で悩んでいる方が多くいられるのではないかと思います。相談支援事業所として、コロナ禍においてどのようなアウトリーチの取り組みをされているか、教えてください。</p>	<p>(すまいる) コロナ渦という事で新たなアウトリーチの取り組みを行っている訳ではないですが、コロナ感染拡大防止の対策を取りながら、訪問にしても面談にしてもその利用者に必要な対応を継続しています。ご本人からの発信が難しい方については、他の支援機関と情報共有しながら、必要に応じて利用者への連絡や訪問等を行うようにしています。</p> <p>(ゆいっと) コロナ禍において特別なアウトリーチは行えていないのが現状です。コロナ禍に限らず、成人期においてはアウトリーチできておらず、そのような機会や場もない状態です。ゆいっとでは12月の相談支援事業所実績報告でもその課題を上げさせていただきました。児童期については、幼稚園や保育園、子育て支援センター等に定期的に伺うこともあり、そこがアウトリーチの機会になっています。一昨年度実施し、それ以降行えていない自治会や民生委員のみなさまとの情報共有の場を定期的に持つことがアウトリーチ機能の1つになるのではないかと考えています。</p>

	<p>(ウ) [集計表についての提案]</p> <p>「障がい者」という括りは年齢の低い (20 歳代) 方から高い (60 歳以上) の方まで幅が広く、年代によって課題や支援方法が異なると思います。「障がい者」の項目を大まかな年代で分けて表記していただけたらと思います。例えば、8050 問題に絡めて、50 歳未満と 50 歳以上で分けて表記してはどうでしょうか。または、60 歳未満と 60 歳以上など。年代を分ける事で課題抽出に役立つと思います。</p>	<p>相談支援事業について、相談・支援内容の件数の集計方法や課題の分析・把握及び事業内容の精査や評価については、これまでの自立支援協議会の中でも多数意見をいただいている所です。これらについては、次年度の相談支援事業所連絡会などで、基幹相談支援センターを中心に、こういった形でおこなっていく事が望ましいかを、その必要性も含めて検討し、実際の事業に反映をしていければと考えています。</p>
<p>議題 (2) 相談支援事業所からの報告</p>	<p>(エ) ゆいっとさんの報告の中にもありましたが、数年間どことも関わりを持たずに生活している方や、今まで福祉的関わりがなくても生活できていた方、高齢化や他の事情で必要に迫られて相談される方が、今後増えると思われます。そういう方達に早くから情報提供できる方法を考えなくてはならないと思います。</p> <p>広報、ホームページ、リーフレット等をご本人たちが能動的でなければ得られない情報なので、もっと容易に得られる方法はないでしょうか。</p>	<p>(すまいる)</p> <p>能動的に動ける方は、ご意見いただいている通りご自分でホームページなり情報を得られると思います。</p> <p>以前自立支援協議会のワーキンググループの取り組みで、地域の民生委員や自治会長の方々と意見交換会を行った事がありました。そういった地域をよく見ている方々との関係作りを、単発ではなく継続して行っていく必要性を感じています。そういった関係性を作る中で、なかなかご本人たちからは直接挙がってこない課題等を共有し、必要に応じて介入していく働きかけを行っていくのではないかと思います。</p> <p>(ゆいっと)</p> <p>情報までのアクセスは課題ですし、限界もあります。</p> <p>ご本人たちが知らなくとも、ご本人たちを知っている方たちが情報を持ち、繋げられるような仕組みを作っていくことは1つの方法かと考えます。</p>

		<p>近隣市の例でいえば、週に1回、役所窓口で相談員が詰めており、窓口に来られた相談を役所職員と一緒に受けたり、他課職員からの相談を受けたりしながら事業所にいるだけでは繋がらない相談者を知る機会となっています。</p> <p>(イ)の回答と重複しますが、自治会や民生委員のみなさまとのパイプを太くしていくことで、そこに繋がる生活者とも接触していく機会になるのではと考えます。</p>
<p>議題(2) 相談支援事業所からの報告</p>	<p>(オ)各相談支援事業所からの報告は個別なものであり、資料1との関連が分からない。資料1の分析結果から問題点と対策を明確にした上で意見を聞いてほしかったと思います。</p>	<p>(ウ)の回答と同じ。</p>
	<p>(カ)相談支援事業所からの報告に関するご質問・ご意見等基幹も含め相談支援事業所の相談内容、支援内容、事業内容の精査、評価を、どのような場面で、どのような形で行うかの検討は必要だと思う。今後、拠点の内容の検討や実践には欠かせないと考えます。</p>	

議題（4）寒川町障がい者福祉計画について	<p>P38②</p> <p>1つめの⑨「障がいのある人の重度化・高齢化」や「親なき後」に備えることが「介護者の急病…」にはつながらないと思います。表記を再考してください。</p>	<p>ご意見のとおり、つながりが悪いため、次のとおり修正いたしました。</p> <p>②地域生活支援拠点等の機能の充実</p> <p>⑩障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」に備え、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の連携を図ります。 また、介護者の急病など緊急時の受入体制の確保に努めます。</p>
	<p>P39④</p> <p>・町地域自立支援協議会の機能を強化し… →どのように強化するのですか？</p> <p>・町自立支援協議会…→町地域自立支援協議会</p>	<p>・町地域自立支援協議会の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うワーキンググループの設置等を通じて、強化を図ってまいります。</p> <p>・「町地域自立支援協議会」と修正させていただきました。</p>
	<p>100 ページ以上の資料を短期間で見て、理解することは困難。その上で気付いた点を下記します。</p> <p>3つの「××計画」の関連が良く分らない。 お互い関連する部分があると思われるが、章立てを分けているため増々分からなくなっている。 本来は「施策項目」に対して、××計画では、これこれ、YY計画ではこれこれ…と言うまとめ方が分かりやすいと思う。総論では3計画を一体的に…と記述している！</p>	<p>資料編を除くと、これまでにお示ししていた資料とはなりますが、確認には時間を要したことと思います。委員の皆様には、お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。</p> <p>3つの計画の関連性につきましては、別紙をご参照ください。</p>

議題（４）寒川町障がい者福祉計画について	<p>3章「基本理念」は1章に記述すべきものと思われる。4章「第5次…計画」には理念毎の施策が記述されているが、5章「第6期…計画」にはない。まとめ方も4章と異なり、同じ計画書としては違和感がある。内容も「実績と計画」の一覧が多く、何が問題で、それに対して具体的に何を推進するかが分からない。</p>	<p>本計画案では、第1章、第2章が序章としての役割を果たしております。第1章では計画策定の意義を記載し、第2章では現状分析を行っております。したがって、「基本理念」につきましては、第2章の「障がい者等の現状」を踏まえたものであるため、本計画においては第3章に記載しております。第4章以降につきましては、各計画に記載する事項をそれぞれの法律で定められておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
	<p>計画書にしては具体的な施策項目と日程が分からない。4章の体で言っている「具体的な施策」を達成するための施策が必要。</p>	<p>第4章の施策の体系図に示している具体的な施策の詳細につきましては、P.34～P.54に載せています。また、日程につきましては、関係機関と連携する施策も多く、計画策定時に施策ごとに日程を定めることが困難なため、記載を控えさせていただいております。</p>
	<p>全体的に総花的であり、本当に実行できるか疑問である。優先順位を決め、地道に進める必要がある。</p>	<p>進捗管理のなかで、「今後の取組」の方向性を決定する際に、優先順位についても考慮してまいります。</p>
	<p>資料のページ数が多過ぎ、町民には「ガイダンス」が必要と思われる。</p>	<p>ガイダンスにつきましては、出前講座の活用等、必要に応じて実施したいと思います。</p>

その他について	<p>[次年度協議会の活動についての提案]</p> <p>平成 30 年度に一之宮小学校で自治会と協力して避難所掲示物を作成しました。他の避難所にも作成を広めるために、掲示物作成のマニュアルのようなものを作り、各避難所を運営する自治会に配布してはどうでしょうか。</p> <p>(既に自治会長連絡協議会等で作成済みかどうか確認が必要ですが。)</p>	<p>ご提案につきましては、各担当課の取り組み状況等について確認し、必要に応じて検討の上、実施していければと考えております。</p>
	<p>質疑・意見用紙の宛先に F A X 番号を加えてください。</p>	<p>次回より、F A X 番号についても記載させていただきます。</p>

その他の意見などについて、以下に記載いたします。

議題 (2) 相談支援事業所からの報告

- ・個別対応の詳細が不明なため、コメントは控えますが、それぞれ個別に対応されているので可と思われます。

議題 (4) 寒川町障がい者福祉計画について

- ・自治会の自主防災員をやっています。なにができるか、どうやっていくか、マニュアル作りの検討中です。
- 意見書番号の 1－意見参考 2・3、提出された意見全文の 3、P44 の③と④等が気になります。参考にしたいと思います。

寒川町障がい者福祉計画

第4章

障がい者計画 (障害者基本法)

障がい福祉全般の基本的な考え方を定めます。

成人のサービス

第5章

障がい福祉計画 (総合支援法)

基本的な考え方を実現するために必要な障がい福祉サービスの見込み量等を定めます。

子どものサービス

第5章

障がい児福祉計画 (児童福祉法)

基本的な考え方を実現するために必要な障がい児通所支援等の見込み量等を定めます。